

YouTube「【公式】豊島区区民活動推進課チャンネル」運用要綱

令和7年2月5日
区民部長決定
制定 令和7年2月5日

(目的)

第1条 この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、YouTube「【公式】豊島区区民活動推進課チャンネル」(以下「本チャンネル」という)を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 本チャンネルの運営主体は豊島区とし、運用管理者は区民部区民活動推進課長とする。運用管理者は、アカウントの登録、情報発信、運用管理等を行う。
2 アカウント名は、「【公式】豊島区区民活動推進課チャンネル」とする。

(運営主体の明示)

第3条 第三者によるなりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運営主体として本チャンネル名を区公式ホームページに明示する。

(配信内容)

第4条 本チャンネルにより区民等に発信する情報はつぎの各号のとおりとする。

- (1) 区民活動推進課のイベント情報や施策、事業等に関する動画
- (2) その他、区民活動推進課長が適当と認める動画

(運用方針)

第5条 本チャンネルの運用方針は次の各号のとおりとする。

- (1) 本チャンネルでは動画の配信のみを行うものとし、他チャンネル登録や共有は原則として行わない。また、動画に対するコメント及び評価等の投稿は受け付けない。
- (2) 運用に支障が生じた場合、また支障が予測される場合において、本チャンネルの運用を休止または停止することができる。

(肖像権への対応)

第6条 本チャンネルで公開した動画の被撮影者から非公開とするよう申し出があった場合は、速やかに公開した映像の削除などの対応に努めるものとする。

(知的財産権等)

第7条 本チャンネルに掲載する全ての情報(動画、テキスト、画像等をいう。以下同じ。)に関する知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)は、区又は著作権者に帰属する。また、著作権法(昭和45年法律第48号)第30条に規定する私的使用のための複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、本チャンネルに掲載する個々の情報は、無断で複製・転用等の利用はできない。

(免責事項)

第8条 本チャンネルは情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではない。このため、本チャンネルの情報を利用したために、利用者または第三者が被った被害について、区は一切の責任を負わない。

2 本チャンネルに関連して生じた利用者間のトラブル又は利用者と第三者との間のトラブルにより、利用者又は第三者が被った損害について、区は一切の責任を負わない。

3 本チャンネルに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、区は一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年2月5日から施行する。